【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成24年5月29日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	CEO兼執行役会長　岩 崎 俊 博
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番１号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁 連絡場所 東京都中央区日本橋一丁目12番１号
【電話番号】	03-3241-9511
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	野村インデックスファンド・TOPIX （ファンドの愛称を「Funds-i TOPIX」とします。）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額(平成23年11月26日から平成24年11月22日まで) 2兆円を上限とします。 ＊なお、継続申込期間（以下「申込期間」といいます。）は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

１【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成23年11月25日付をもって提出した有価証券届出書（平成23年12月22日および平成24年3月14日提出の有価証券届出書の訂正届出書にて訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、また「第二部 ファンド情報」および「第三部 委託会社等の情報」に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

２【訂正の内容】

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

※下線部＿＿＿＿＿は訂正部分を示します。

＜訂正前＞

(3)ファンドの仕組み

（前略）

<u>委託会社の概況</u>

■委託会社■

（前略）

・資本金の額

平成<u>23</u>年<u>10</u>月末現在、17,180百万円

・会社の沿革

（中略）

・大株主の状況(平成<u>23</u>年<u>10</u>月末現在)

（以下略）

＜訂正後＞

(3)ファンドの仕組み

（前略）

<u>委託会社の概況</u>

■委託会社■

（前略）

・資本金の額

平成<u>24</u>年<u>4</u>月末現在、17,180百万円

・会社の沿革

（中略）

・大株主の状況(平成<u>24</u>年<u>4</u>月末現在)

（以下略）

2 投資方針

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

※下線部＿＿＿＿は訂正部分を示します。

＜訂正前＞

(3)運用体制

（前略）

ファンドの運用体制等は平成23年11月25日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜訂正後＞

(3)運用体制

（前略）

ファンドの運用体制等は平成24年5月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 投資リスク

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

※下線部＿＿＿＿は訂正部分を示します。

＜訂正前＞

（前略）

≪委託会社におけるリスクマネジメント体制≫

（中略）

※投資リスクに関する管理体制等は平成23年11月25日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜訂正後＞

（前略）

≪委託会社におけるリスクマネジメント体制≫

（中略）

※投資リスクに関する管理体制等は平成24年5月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 手数料等及び税金

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

※下線部＿＿＿＿は訂正部分を示します。

＜訂正前＞

(5)課税上の取扱い

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

平成25年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。上記10%の税率は平成26年1月1日からは、20%(所得税15%および地方

税5%)となる予定です。

＜換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税＞

平成25年12月31日までの間は、換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により10%(所得税7%および地方税3%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の税率により源泉徴収が行なわれます。上記10%の税率は平成26年1月1日からは、20%(所得税15%および地方税5%)となる予定です。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金(解約)時および償還時の差損(譲渡損失)については、確定申告等により上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との通算が可能です。

◆法人の投資家に対する課税

平成25年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%)の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成26年1月1日からは、15%(所得税15%)となる予定です。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金(解約)時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益※については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

なお、販売会社の買取りによるご換金の場合は、税金の取扱いが異なる場合があります。買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が特別分配金を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。

①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。

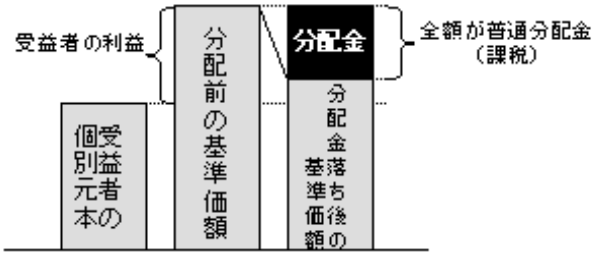

②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、分配金から特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

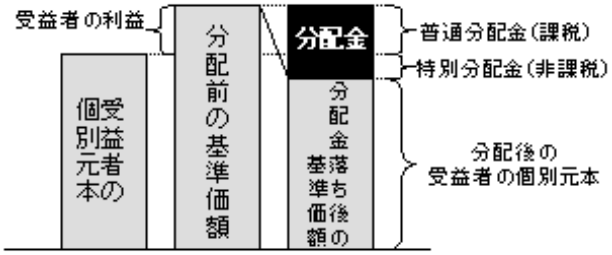

※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

(ご参考)

≪お客様に直接ご負担いただく費用・税金≫

時期	項目	費用	税金
買付時	申込手数料	1.05%（税抜1.0%）以内※	消費税等相当額

※ 基準価額に、1.05%(税抜1.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税	――――――	普通分配金×10%※1
換金時 (解約請求制)	所得税および地方税	――――――	換金時の差益(譲渡益)※2に対して10%※1
償還時	所得税および地方税	――――――	償還時の差益(譲渡益)※2に対して10%※1

※1 個人の投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合は税率等が異なります。詳しくは前述の「法人の投資家に対する課税」をご覧ください。
※2 詳しくは前述の「換金（解約）時および償還時の課税について」をご覧ください。

※税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

<訂正後>

(5)課税上の取扱い

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

[平成24年12月31日までの間]

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10.147%(所得税7.147%および地方税3%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税(配当控除の適用があります。)のいずれかを選択することもできます。上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)となる予定です。

＜換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税＞

[平成24年12月31日までの間]

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により10%(所得税7%および地方税3%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の税率により源泉徴収が行なわれます。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により10.147%(所得税7.147%および地方税3%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10.147%の税率により源泉徴収が行なわれます。なお、上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)となる予定です。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金(解約)時および償還時の差損(譲渡損失)については、確定申告等により上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との通算が可能です。

◆法人の投資家に対する課税

[平成24年12月31日までの間]

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%)の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、7.147%(所得税7.147%)の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7.147%の税率は平成26年1月1日以後、15.315%(所得税15.315%)となる予定です。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金(解約)時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益※については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

なお、販売会社の買取りによるご換金の場合は、税金の取扱いが異なる場合があります。買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。

①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。

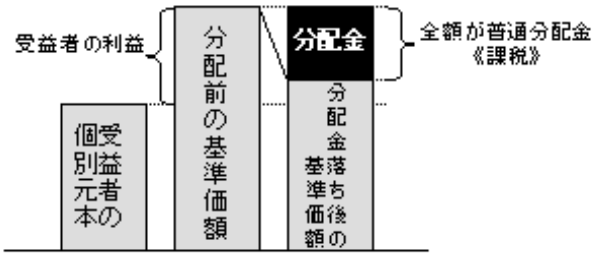

②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

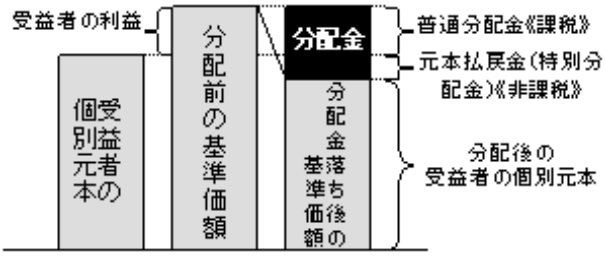

※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

(ご参考)

≪お客様に直接ご負担いただく費用・税金≫

時期	項目	費用	税金
買付時	申込手数料	1.05%（税抜1.0%）以内※	消費税等相当額

※ 基準価額に、1.05%(税抜1.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税	――――――	普通分配金×10%※1
換金時 (解約請求制)	所得税および地方税	――――――	換金時の差益(譲渡益)※2に対して10%※1
償還時	所得税および地方税	――――――	償還時の差益(譲渡益)※2に対して10%※1

※1 個人の投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合は税率等が異なります。詳しくは前述の「法人の投資家に対する課税」をご覧ください。
平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間は10.147%、平成26年1月1日以後は20.315%となる予定です。
※2 詳しくは前述の「換金（解約）時および償還時の課税について」をご覧ください。

※税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

5 運用状況

原届出書の 第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

以下は平成24年3月30日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	91,544,790	99.98
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	9,199	0.01
合計(純資産総額)		91,553,989	100.00

＜ご参考＞
「国内株式マザーファンド」

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	146,216,134,132	96.15
現金・預金・その他の資産※(負債控除後)	―	5,850,449,963	3.84
合計(純資産総額)		152,066,584,095	100.00

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。評価にあたっては取引所の発表する清算値段を用いております。

名称	取引所	種類	買建／売建	通貨	枚数	簿価	評価額(時価)	投資比率(%)
TOPIX先物(2012年6月限)	東京証券取引所	株価指数先物	買建	円	572	4,827,920,360	4,902,040,000	3.22

(2)投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	124,669,468	0.6470	80,663,349	0.7343	91,544,790	99.98

＜ご参考＞
「国内株式マザーファンド」

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	1,626,100	3,198.18	5,200,560,498	3,570.00	5,805,177,000	3.81
2	日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	9,369,500	394.11	3,692,613,645	412.00	3,860,234,000	2.53

3	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	1,058,000	3,015.02	3,189,891,160	3,145.00	3,327,410,000	2.18
4	日本	株式	キヤノン	電気機器	779,000	3,760.29	2,929,265,910	3,910.00	3,045,890,000	2.00
5	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	936,000	2,562.42	2,398,425,120	2,723.00	2,548,728,000	1.67
6	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	15,904,700	131.99	2,099,261,353	135.00	2,147,134,500	1.41
7	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	570,000	3,835.13	2,186,024,100	3,755.00	2,140,350,000	1.40
8	日本	株式	ファナック	電気機器	130,600	13,052.59	1,704,668,254	14,680.00	1,917,208,000	1.26
9	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	492,000	3,870.12	1,904,099,040	3,645.00	1,793,340,000	1.17
10	日本	株式	三菱商事	卸売業	901,400	2,124.52	1,915,042,328	1,920.00	1,730,688,000	1.13
11	日本	株式	日立製作所	電気機器	2,816,000	449.18	1,264,890,880	531.00	1,495,296,000	0.98
12	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	3,115	335,382.26	1,044,715,739	466,000.00	1,451,590,000	0.95
13	日本	株式	三井物産	卸売業	1,068,300	1,397.02	1,492,436,466	1,357.00	1,449,683,100	0.95
14	日本	株式	小松製作所	機械	612,500	2,762.04	1,691,749,500	2,359.00	1,444,887,500	0.95
15	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	1,595,500	763.41	1,218,020,655	881.00	1,405,635,500	0.92
16	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	10,198	147,609.27	1,505,319,335	137,400.00	1,401,205,200	0.92
17	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	560,700	3,084.33	1,729,383,831	2,447.00	1,372,032,900	0.90
18	日本	株式	ソニー	電気機器	782,400	2,205.67	1,725,716,208	1,704.00	1,333,209,600	0.87
19	日本	株式	三菱地所	不動産業	866,000	1,440.50	1,247,473,000	1,476.00	1,278,216,000	0.84
20	日本	株式	セブン＆アイ・ホールディングス	小売業	517,700	2,023.35	1,047,488,295	2,458.00	1,272,506,600	0.83
21	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	218,100	4,636.58	1,011,238,098	5,210.00	1,136,301,000	0.74
22	日本	株式	信越化学工業	化学	235,600	4,285.70	1,009,710,920	4,780.00	1,126,168,000	0.74
23	日本	株式	パナソニック	電気機器	1,432,700	981.03	1,405,521,681	761.00	1,090,284,700	0.71
24	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	469,900	2,228.53	1,047,186,247	2,271.00	1,067,142,900	0.70
25	日本	株式	ＫＤＤＩ	情報・通信業	1,921	553,968.86	1,064,174,180	536,000.00	1,029,656,000	0.67
26	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	291,500	3,100.37	903,757,855	3,400.00	991,100,000	0.65
27	日本	株式	野村ホールディングス	証券、商品先物取引業	2,679,200	399.22	1,069,590,224	366.00	980,587,200	0.64
28	日本	株式	東芝	電気機器	2,640,000	437.85	1,155,924,000	364.00	960,960,000	0.63
29	日本	株式	国際石油開発帝石	鉱業	1,708	567,495.90	969,282,997	559,000.00	954,772,000	0.62
30	日本	株式	三菱電機	電気機器	1,254,000	873.90	1,095,870,600	732.00	917,928,000	0.60

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券	―	99.98
合計		99.98

＜ご参考＞
「国内株式マザーファンド」

種類	業種	投資比率(%)
株式	水産・農林業	0.09
	鉱業	0.71
	建設業	2.29
	食料品	3.47
	繊維製品	0.88
	パルプ・紙	0.35
	化学	5.60
	医薬品	4.56
	石油・石炭製品	0.80
	ゴム製品	0.75
	ガラス・土石製品	1.07
	鉄鋼	1.83
	非鉄金属	1.15
	金属製品	0.67
	機械	4.91
	電気機器	13.27
	輸送用機器	10.36
	精密機器	1.37
	その他製品	1.54
	電気・ガス業	2.87
	陸運業	3.67
	海運業	0.40
	空運業	0.27
	倉庫・運輸関連業	0.22
	情報・通信業	5.81
	卸売業	5.34
	小売業	4.09
	銀行業	9.21
	証券､商品先物取引業	1.14
	保険業	2.32
	その他金融業	0.77
	不動産業	2.40
	サービス業	1.79
	小計	96.15
合計		96.15

②投資不動産物件
　　該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの
　　該当事項はありません。

＜ご参考＞
「国内株式マザーファンド」
※その他の資産として､下記の通り先物取引を利用しています。評価にあたっては取引所の発表する清算値段を用いております。

名称	取引所	種類	買建／売建	通貨	枚数	簿価	評価額(時価)	投資比率(%)
TOPIX先物(2012年6月限)	東京証券取引所	株価指数先物	買建	円	572	4,827,920,360	4,902,040,000	3.22

(3)運用実績

①純資産の推移
平成24年3月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期　(2011年9月6日)	57	57	0.8606	0.8606
2011年3月末日	49	―	1.0094	―
4月末日	46	―	0.9891	―
5月末日	47	―	0.9734	―
6月末日	53	―	0.9864	―
7月末日	51	―	0.9770	―
8月末日	60	―	0.8951	―
9月末日	63	―	0.8921	―
10月末日	62	―	0.8949	―
11月末日	69	―	0.8535	―
12月末日	71	―	0.8543	―
2012年1月末日	71	―	0.8854	―
2月末日	79	―	0.9796	―
3月末日	91	―	1.0115	―

②分配の推移

期	1口当たりの分配金
第1期	0.0000　円

③収益率の推移

期	収益率
第1期	△13.9　%
第2期(中間期)	12.7　%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4)設定及び解約の実績

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	112,256,661	45,912,471	66,344,190
第2期(中間期)	83,638,544	69,511,777	80,470,957

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

＜参考情報＞ 運用実績（2012年3月30日現在）

［基準価額・純資産の推移］ （日次：設定来）

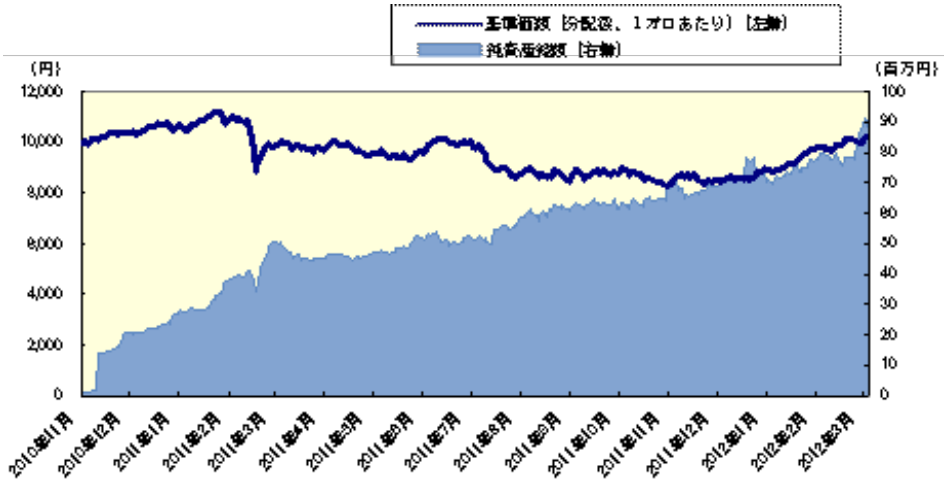

［分配の推移］ （1万口あたり、課税前）

2011年9月	0 円
--	--
--	--
--	--
--	--
設定来累計	0 円

［主要な資産の状況］

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	トヨタ自動車	輸送用機器	3.8
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.5
3	本田技研工業	輸送用機器	2.2
4	キヤノン	電気機器	2.0
5	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.7
6	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1.4
7	日本電信電話	情報・通信業	1.4
8	ファナック	電気機器	1.3
9	武田薬品工業	医薬品	1.2
10	三菱商事	卸売業	1.1

実質的な業種別投資比率（上位）

順位	業種	投資比率（%）
1	電気機器	13.3
2	輸送用機器	10.4
3	銀行業	9.2
4	情報・通信業	5.8
5	化学	5.6

［年間収益率の推移］（暦年ベース）

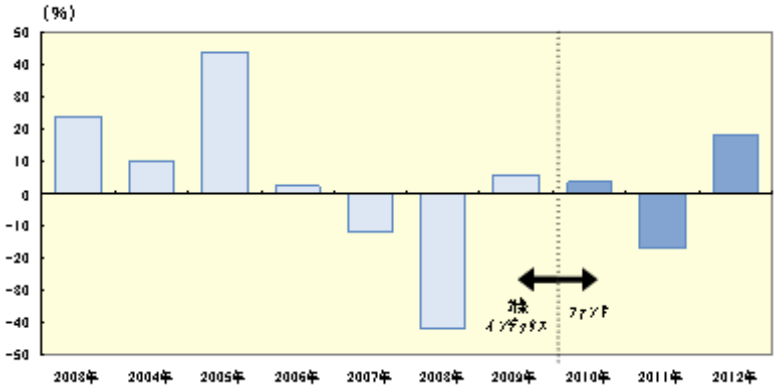

・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
・2003年から2009年は対象インデックスの年間収益率。
・2010年は設定日（2010年11月26日）から年末までのファンドの収益率。
・2012年は年初から運用実績作成基準日までのファンドの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
●対象インデックスの情報はあくまで参考情報であり、運用実績ではありません。
●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第3【ファンドの経理状況】

1 財務諸表

原届出書の 第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表 につきましては、以下の「中間財務諸表」が追加されます。

＜中間財務諸表＞

野村インデックスファンド・TOPIX

（1） 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期中間計算期間(平成23年9月7日から平成24年3月6日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

野村インデックスファンド・TOPIX

(1)中間貸借対照表

期別	第2期中間計算期間末 平成24年3月6日現在
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	2,377,107
親投資信託受益証券	78,005,952
未収入金	49,521
未収利息	6
流動資産合計	80,432,586
資産合計	80,432,586
負債の部	
流動負債	
未払解約金	2,275,924
未払受託者報酬	10,644
未払委託者報酬	131,200
その他未払費用	1,006
流動負債合計	2,418,774
負債合計	2,418,774
純資産の部	
元本等	
元本	80,470,957
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金(△)	△2,457,145
(分配準備積立金)	200,357
元本等合計	78,013,812
純資産合計	78,013,812
負債純資産合計	80,432,586

(2)中間損益及び剰余金計算書

期別	第2期中間計算期間 自 平成23年9月7日 至 平成24年3月6日
科目	金額(円)
営業収益	
受取利息	505
有価証券売買等損益	9,439,887
営業収益合計	9,440,392
営業費用	
受託者報酬	10,644
委託者報酬	131,200
その他費用	1,006
営業費用合計	142,850
営業利益	9,297,542
経常利益	9,297,542
中間純利益	9,297,542
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	1,824,618
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△9,245,632
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,563,936
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,563,936
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,248,373
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,248,373
分配金	—
中間剰余金又は中間欠損金(△)	△2,457,145

(3)中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4 その他	当ファンドの計算期間は、平成23年9月7日から平成24年 9 月6日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、平成23年9月7日から平成24年3月6日までとなっております。

(追加情報)

第2期中間計算期間 自 平成23年9月7日 至 平成24年3月6日
当中間計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第2期中間計算期間末 平成24年3月6日現在
1 中間計算期間の末日における受益権の総数 80,470,957 口 2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 2,457,145 円 3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産額 0.9695 円 (10,000口当たり純資産額 9,695 円)

(金融商品に関する注記)
金融商品の時価等に関する事項

第2期中間計算期間末 平成24年3月6日現在
1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 ○親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ○コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)
１元本の移動

第2期中間計算期間 自 平成23年9月7日 至 平成24年3月6日	
期首元本額	66,344,190 円
期中追加設定元本額	83,638,544 円
期中一部解約元本額	69,511,777 円

２デリバティブ取引関係
第2期中間計算期間末(平成24年3月6日現在)
該当事項はございません。

参考

当ファンドは「国内株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

1 「国内株式マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

対象年月日	平成24年3月6日現在
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	11,642,074,069
株式	144,174,607,378
派生商品評価勘定	169,915,330
未収入金	11,569,400
未収配当金	193,938,788
未収利息	8,325
その他未収収益	2,433,613
流動資産合計	156,194,546,903
資産合計	156,194,546,903
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	6,700,400
前受金	111,890,000
未払解約金	115,651,769
未払利息	376,290
有価証券貸借取引受入金	8,414,782,455
流動負債合計	8,649,400,914
負債合計	8,649,400,914
純資産の部	
元本等	
元本	209,693,940,947
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△62,148,794,958
元本等合計	147,545,145,989
純資産合計	147,545,145,989
負債純資産合計	156,194,546,903

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1　運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 (2) 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2　費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3　金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(追加情報)

自　平成23年9月7日 至　平成24年3月6日
当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号　平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号　平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

平成24年3月6日現在	
1　元本の欠損の額	62,148,794,958 円
2　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.7036 円
(10,000口当たり純資産額	7,036 円)
3　有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	7,923,719,494 円

(金融商品に関する注記)
金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月6日現在
1　貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2　時価の算定方法 ○株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ○派生商品評価勘定 先物取引 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ○コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

平成24年3月6日現在

1　元本の移動及び期末元本額の内訳

期首	平成23年 9 月7日
期首元本額	217,380,400,982 円
期首より平成24年3月6日までの期中追加設定元本額	15,724,039,466 円
期首より平成24年3月6日までの期中一部解約元本額	23,410,499,501 円
期末元本額	209,693,940,947 円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト30	376,419,720 円
バランスセレクト50	849,295,915 円
バランスセレクト70	718,456,712 円
国内債券・株式バランスファンド	2,215,661,396 円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	3,155,684,422 円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	17,513,344,621 円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	20,719,448,520 円
野村資産設計ファンド2015	503,151,889 円
野村資産設計ファンド2020	257,862,239 円
野村資産設計ファンド2025	278,963,632 円
野村資産設計ファンド2030	247,942,699 円
野村資産設計ファンド2035	192,162,448 円
野村資産設計ファンド2040	789,640,389 円
野村日本株インデックス(野村投資一任口座向け)	1,310,984,053 円
のむラップ・ファンド（保守型）	976,624,500 円
のむラップ・ファンド（普通型）	1,439,196,389 円
のむラップ・ファンド（積極型）	1,000,139,069 円
野村資産設計ファンド2045	21,674,226 円
野村インデックスファンド・TOPIX	110,866,903 円
マイ・ロード	189,794,104 円
グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	11,651,467,958 円
グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	2,029,844,831 円
グローバル・インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	14,280,750,747 円
グローバル・インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	4,018,066,463 円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	26,042,098 円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型(適格機関投資家専用)	92,189,756 円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型(適格機関投資家専用)	50,202,196 円
野村インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	16,383,010,802 円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA(適格機関投資家専用)	1,057,128,167 円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	7,307,084,085 円
野村日本株式インデックスファンド(適格機関投資家専用)	2,258,394,062 円
野村・国内株式インデックスファンド・VAS(適格機関投資家専用)	4,893,066,194 円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用)	1,633,389,067 円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	116,244,712 円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	794,736,382 円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA(適格機関投資家専用)	11,919,633,347 円
野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用）	1,832,728,386 円
ノムラ日本株式インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	1,285,810,374 円
バランスセレクト30(確定拠出年金向け)	8,292,997 円
バランスセレクト50(確定拠出年金向け)	43,417,773 円
バランスセレクト70(確定拠出年金向け)	45,630,086 円
国内債券・株式バランスファンド(確定拠出年金向け)	91,975,968 円
マイバランス30(確定拠出年金向け)	4,165,880,189 円
マイバランス50(確定拠出年金向け)	11,803,975,224 円
マイバランス70(確定拠出年金向け)	16,288,237,547 円
野村国内株式インデックスファンド・TOPIX(確定拠出年金向け)	34,290,721,340 円
マイバランスDC30	1,579,959,369 円
マイバランスDC50	1,921,936,204 円
マイバランスDC70	1,465,836,487 円
野村DC国内株式インデックスファンド・TOPIX	3,490,974,290 円

＊当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 ファンドの現況

原届出書の 第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

純資産額計算書　　平成24年3月30日現在

Ⅰ	資産総額	96,133,385	円
Ⅱ	負債総額	4,579,396	円
Ⅲ	純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	91,553,989	円
Ⅳ	発行済口数	90,514,737	口
Ⅴ	1口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	1.0115	円

＜ご参考＞
「国内株式マザーファンド」

Ⅰ	資産総額	170,725,112,289	円
Ⅱ	負債総額	18,658,528,194	円
Ⅲ	純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	152,066,584,095	円
Ⅳ	発行済口数	207,079,662,630	口
Ⅴ	1口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	0.7343	円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 委託会社等の概況

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

※下線部＿＿＿＿は訂正部分を示します。

＜訂正前＞

(1)資本金の額

平成23年10月末現在、17,180百万円

（以下略）

＜訂正後＞

(1)資本金の額

平成24年4月末現在、17,180百万円

（以下略）

2 事業の内容及び営業の概況

原届出書の 第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成24年3月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きま

す。)。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	765	10,246,303
単位型株式投資信託	38	239,129
追加型公社債投資信託	18	4,783,408
単位型公社債投資信託	0	0
合計	821	15,268,839

第2【その他の関係法人の概況】

1 名称、資本金の額及び事業の内容

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

※下線部＿＿＿＿は訂正部分を示します。

＜訂正前＞

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額＊	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

＊平成23年9月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額＊	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
株式会社証券ジャパン	3,000百万円	
八十二証券株式会社	800百万円	
いちよし証券株式会社※1	14,577百万円＊＊	
マネックス証券株式会社	7,425百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社秋田銀行※2	14,100百万円＊＊＊	
株式会社北國銀行	26,673百万円	

＊平成23年9月末現在
＊＊平成23年12月22日現在
＊＊＊平成24年3月14日現在
※1 いちよし証券株式会社は、平成24年1月10日より募集・販売等の事務を開始します。
※2 株式会社秋田銀行は、平成24年4月2日より募集・販売等の事務を開始します。

＜訂正後＞

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額＊	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

＊平成24年3月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額＊	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
株式会社証券ジャパン	3,000百万円	
八十二証券株式会社	800百万円	
いちよし証券株式会社	14,577百万円	
マネックス証券株式会社	7,425百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社秋田銀行	14,100百万円	
株式会社北國銀行	26,673百万円	

＊平成24年3月末現在

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

平成24年4月23日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内 田 満 雄 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 志 保 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村インデックスファンド・TOPIXの平成23年9月7日から平成24年3月6日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村インデックスファンド・TOPIXの平成24年3月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成23年9月7日から平成24年3月6日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。